

渡辺西賀茂診療所 訪問看護ステーション 料金表

【基本サービス費】

1) 介護保険適応の場合

	時 間	算定要件	単 位 数	
			看護師	准看護師
訪問看護基本利用	訪問看護 (分未満)	*週に1回以上 分以上の訪問看護の実施あり	単位	所定単位数
	訪問看護 (30分未満)		470単位	
	訪問看護 (30分以上60分未満)		821単位	
	訪問看護 (60分以上90分未満)		1125単位	
	訪問リハビリ 1回あたり20分 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	1日に2回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を90/100を乗じた単位数 1週間に6回を限度	293単位/回	
	訪問看護・訪問リハビリ共通		上記基本報酬に0.1%上乘せ (令和3年9月末まで)	
介護予防訪問看護基本利用	訪問看護 (分未満)	*週に1回以上 分以上の訪問看護の実施あり	302単位	所定単位数
	訪問看護 (30分未満)		450単位	
	訪問看護 (30分以上60分未満)		792単位	
	訪問看護 (60分以上90分未満)		1087単位	
	訪問リハビリ 1回あたり20分 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	1日に2回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を90/100を乗じた単位数 1日に3回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を50/100を乗じた単位数 **利用開始月から12か月超の利用の場合、5単位/回減算(R4.4~) 1週間に6回を限度		
	訪問看護・訪問リハビリ共通		上記基本報酬に0.1%上乘せ (令和3年9月末まで)	

【加算】

早期加算 (1回につき)	6時~8時の間に訪問した場合 (看護師・准看護師のみ)	所定単位数 25/100加算
夜間加算 (1回につき)	18時~22時の間に訪問した場合 (看護師・准看護師のみ)	所定単位数 25/100加算
深夜加算 (1回につき)	22時~6時の間に訪問した場合 (看護師・准看護師のみ)	所定単位数 50/100加算
緊急時訪問看護加算 (1回/月) *区分支給限度基準額の算定対象外 (看護師・准看護師が訪問する場合)	利用者様の同意を得て24時間体制で、連絡・緊急訪問を行う場合 尚、1ヶ月の内2回目以降に緊急で訪問した場合、基本利用料に早朝・夜間・深夜には加算がつく。	単位
特別管理加算 (1回/月) *区分支給限度基準額の算定対象外 (看護師・准看護師が訪問する場合)	(I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 (II) 在宅酸素療法指導管理等を受けている・真皮を超える褥瘡・人工肛門又は人工膀胱・点滴注射を3日以上受けている等の状態	単位
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	研修等を実施しており、同法人内に7年以上の勤務年数の看護師等が30%以上配置されている場合。	単位
初回加算 (初回の訪問月のみ)	退院時共同指導加算を算定せず、新規に訪問看護・リハビリ計画を作成して訪問する場合	単位
退院時共同指導加算 (初回の訪問時に1回、特別な管理を要する者は2回)	初回加算を算定せず、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、文章にて提供	単位
長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算の利用者様で1時間30分を超えてサービスを提供した場合 (看護師・准看護師のみ)	300単位
複数名訪問加算 (1回につき)	(I) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 (体重が重い利用者等を1人が支持しながら必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合)	分未満 254単位 30分以上 402単位
	(II) 1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 (体重が重い利用者等を1人が支持しながら必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合)	30分未満 201単位 30分以上 317単位
ターミナル加算 (1回のみ)	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	2000単位/死亡月
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や介護職員に助言等の支援を行った場合 (看護師・准看護師のみ)	250単位
看護体制強化加算	(I) 前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上 前12月間においてターミナルケア加算の算定者が5名以上の場合	単位
	(II) 前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上 前12月間においてターミナルケア加算の算定者が1名以上の場合	単位
	(介護予防) 前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上	単位

*主治医の指示のもと訪問します。

*自己負担料金：上記点数に10、70円をかけた金額が訪問時の料金となり、この料金に対するの保険負担額となります。

また、疾患や収入状況により自己負担が発生しない方もあります。

*当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。

自費診療 (保険診療ではなく全額自己負担となります。)

訪問看護 (基本60分以内)	9,600円	基本60分を超える場合は20分につき3,200円加算となります。
訪問リハビリ (基本40分以内)	6,400円	基本40分を超える場合は20分につき3,200円加算となります。

当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本サービス費に0.1%上乘せとなります。(2021年4月~9月末まで)

【基本サービス費】

2) 医療保険適応の場合

訪問看護基本療養費	項目		看護師	准看護師	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550円	5,050円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	6,050円	5,550円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者	同一日に2人 週3日目まで	5,550円	5,050円	5,550円	
	同一日に2人 週4日目以降	6,550円	6,050円	5,550円	
	同一日に3人以上 週3日目まで	2,780円	2,530円	2,780円	
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円	3,030円	3,280円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合に、指示書及び計画書に基づき、入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)			8,500円	
精神科訪問看護基本療養費	項目		看護師・作業療法士	准看護師	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで30分以上の場合	5,550円	5,050円	
		週3日目まで30分未満の場合	4,250円	3,870円	
		週4日目以降30分以上の場合	6,550円	6,050円	
		週4日目以降30分未満の場合	5,100円	4,720円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一日に2人 週3日目まで30分以上の場合	5,550円	5,050円	
		同一日に2人 週3日目まで30分未満の場合	4,250円	3,870円	
		同一日に2人 週4日目まで30分以上の場合	6,550円	6,050円	
		同一日に2人 週4日目まで30分未満の場合	5,100円	4,720円	
		同一日に3人以上 週3日目まで30分以上の場合	2,780円	2,530円	
		同一日に3人以上 週3日目まで30分未満の場合	2,130円	1,940円	
		同一日に3人以上 週4日目まで30分以上の場合	3,280円	3,030円	
	同一日に3人以上 週4日目まで30分未満の場合	2,550円	2,360円		
精神科訪問看護基本療養費	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合に、指示書及び計画書に基づき、入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)			8,500円	
加算	項目		料金		
	緊急時訪問看護加算(1回につき)	医師の指示により、緊急に訪問した場合	2,650円		
	早期・夜間加算	6時～8時・18時～22時	2,100円		
	深夜加算	22時～6時まで	4,200円		
	難病等複数回訪問加算 1日2回	厚生労働大臣が定める疾患をもった方・急性増悪状態の方に	同一建物内 1～2人	4,500円	
			同一建物内 3人以上	4,000円	
	難病等複数回訪問加算 1日3回以上	1日2回または3回以上の訪問の場合	同一建物内 1～2人	8,000円	
			同一建物内 3人以上	7,200円	
	長時間訪問看護加算(1日/週)	特別管理加算対象・特別指示期間の対象の方		5,200円	
	複数名訪問看護加算(1日/週・看護補助者は3日)	一人で看護を行うことが困難な場合(精神科訪問看護の場合は、1人目は看護師に限る、看護師補助者は1日/週のみ)	看護師等	同一建物内 1～2人	4,500円
				同一建物内 3人以上	4,000円
			准看護師	同一建物内 1～2人	3,800円
				同一建物内 3人以上	3,400円
看護補助者			同一建物内 1～2人	3,000円	
			同一建物内 3人以上	2,700円	
厚生労働大臣が定める疾患をもった方・急性増悪状態の方		看護補助者(1日1回)	同一建物内 1～2人	3,000円	
			同一建物内 3人以上	2,700円	
		看護補助者(1日2回)	同一建物内 1～2人	6,000円	
			同一建物内 3人以上	5,400円	
看護補助者(1日3回)	同一建物内 1～2人	10,000円			
	同一建物内 3人以上	9,000円			

項 目		料 金
月の初日訪問時		12,530円
月の2日目以降		3,000円（1日につき）
乳幼児加算（6歳未満）		1,500円（1日につき）
項 目		料 金
24時間対応体制加算	利用者様・ご家族様からの電話等に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行える体制にある場合。（同意必要）	6,400円
特別管理加算	・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000円
	・その他の指導管理を受けている状態 ・ドレーンチューブを使用している状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理（3日以上点滴を行うこと）を算定した状態	2,500円
退院時共同指導加算 （1回/月）	退院又は介護老人保健施設退所に当たり、医師及び看護師が共同して在宅療養生活に指導を行い、文章で指導内容を提供した場合。	8,000円
上記に加算 特別管理指導加算	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様	2,000円
退院支援指導加算 （退院日）	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様・重症者管理加算の算定対象の方に対し、退院した日に療養上必要な指導を行った場合。	6,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（2回/月）	状態の急変に伴い、同法人以外の医師の求めによるカンファレンスに参加し、共同で指導を行った場合	2,000円
訪問看護情報提供 療養費 1（1回/月）	利用者様の居住地の市町村・保健所・精神保健福祉センターに対して、利用者様の同意を得て情報提供した場合	1,500円
訪問看護情報提供 療養費 2（1回/年）	利用者様が、入学(入園)・転校(転園)時等により初めて在籍する当該義務教育諸学校等に対して、利用者様の同意を得て情報提供した場合 (転校・転園の場合は1回/在籍する月に算定)	1,500円
訪問看護情報提供 療養費 3（1回/月）	利用者様の、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所に対して、利用者様の同意を得て情報提供した場合	1,500円
訪問看護ターミナルケア 療養費 1（1回のみ）	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問を実施し、利用者様に対しターミナルケアにかかる支援体制について説明してケアを実施した場合（24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む） (特別養護老人ホーム等で看取り加算を算定していない場合)	25,000円
訪問看護ターミナルケア 療養費 2（1回のみ）	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問を実施し、利用者様に対しターミナルケアにかかる支援体制について説明してケアを実施した場合 (特別養護老人ホーム等で看取り加算を算定している場合)	10,000円

*主治医の指示のもと訪問します。

*自己負担料金：保険の種類・収入状況によってご負担額が異なります。また、疾患や収入状況により自己負担が発生しない方もあります。

*当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。

自費診療（保険診療ではなく全額自己負担となります。）		
訪問看護（基本60分以内）	9,600円	基本60分を超える場合は20分につき3,200円加算となります。
訪問リハビリ（基本40分以内）	6,400円	基本40分を超える場合は20分につき3,200円加算となります。
当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。		